

書類番号

3

## ○美幌町審議会等の会議の公開に関する条例

(平成25年3月19日美幌町条例第3号)

## (目的)

第1条 この条例は、審議会等の会議を公開することにより、町政運営に関する町民の知る権利を保障し、町民との情報共有及び町民の町政への参加を一層推進するとともに、透明かつ公正な町政運営を確保し、もって開かれた町政の実現に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において「審議会等」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により、町長その他の執行機関(以下「実施機関」という。)が設置する審議会等の附属機関及びこれに類する機関をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除く。

- (1) 他の地方公共団体又は関係機関等の連絡調整を目的として設置するもの
- (2) 特定の事業又は業務を実施するために組織するもの
- (3) 町職員のみを構成員とするもの

## (会議の公開)

第3条 実施機関は、審議会等の会議を公開しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 法令等により会議が非公開とされている場合
- (2) 美幌町情報公開条例(平成12年美幌町条例第4号)第10条各号に定める非公開情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- (3) 会議を開くことにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると認められる場合

## (会議開催の事前公表)

第4条 実施機関は、審議会等の会議の日時、場所その他の規則で定める事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、緊急に審議会等の会議が開催されるときは、この限りでない。

## (会議の傍聴)

第5条 何人も、第3条ただし書の規定により審議会等の会議が非公開とされたときを除き、審議会等の会議を傍聴することができる。

2 審議会等の会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)は、会議の秩序維持に関し審議会等の長の指示に従わなければならない。

## (会議資料の提供)

第6条 実施機関は、審議会等の会議を公開するときは、当該会議に付する資料(美幌町情報公開条例第10条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除く。)を傍聴人に提供しなければならない。

## (会議録の作成及び公開)

第7条 実施機関は、審議会等の会議の公開と非公開とに関わらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

2 前項の規定により作成された会議録は、審議会等の会議が公開で行われたものについては、規則で定めるところによりこれを公開するものとする。

## (運用状況の報告及び公表)

第8条 町長は、毎年1回、規則で定めるところにより、各実施機関によるこの条例

の運用状況を取りまとめ、これを美幌町自治基本条例(平成23年美幌町条例第8号)第49条に規定する美幌町自治推進委員会に報告するとともに、公表するものとする。

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## ○美幌町審議会等の会議の公開に関する条例施行規則

(平成25年3月19日美幌町規則第1号)

## (趣旨)

第1条 この規則は、美幌町審議会等の会議の公開に関する条例(平成25年美幌町条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (会議開催の事前公表)

第2条 条例第4条に規定する規則で定める事項とは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開催日時
  - (2) 開催場所
  - (3) 議題及び公開又は非公開の別
  - (4) 非公開の理由(会議を非公開とした場合に限る。)
  - (5) 会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)の定員、傍聴の受付時間及び傍聴を希望する者が定員を超えた場合の処置
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
- 2 会議開催の事前公表は、町広報紙、町ホームページへの掲載等により行うものとする。ただし、町広報紙への掲載については、会議開催の時期等により掲載が難しいときは、これを省略することができるものとする。

## (会議の傍聴等)

第3条 審議会等の会議の公開に当たっては、会場に一定数の傍聴席を設けなければならない。

- 2 審議会等の会議の傍聴人の定員は、会議の都度、実施機関が定める。
- 3 傍聴人は、先着順により決定する。ただし、傍聴を希望する者が前項の定員を超えることが明らかな場合等においては、事前申込又は抽選によることができる。
- 4 傍聴しようとする者は、前条の規定により公表された受付時間に受付簿(様式第1号)に必要事項を記載しなければならない。
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
  - (1) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
  - (2) 酒気を帯びていると認められる者
  - (3) 前2号のほか審議会等の長において傍聴を不適当と認める者
- 6 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。
  - (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
  - (2) 会議場において発言しないこと。
  - (3) みだりに傍聴席を離れないこと。
  - (4) ゼッケン、たすき等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威的行為をしないこと。
  - (5) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
  - (6) 会議場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会等の長が特別の理由により承認した行為については、この限りでない。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。
- 7 審議会等の長は、傍聴人が前項各号に掲げる事項に違反するとき、又は審議会等の長の指示に従わないときは、当該傍聴人に対し、退場を命ずることができ

る。

(会議資料)

第4条 条例第6条に規定する会議資料は、審議会等の構成員と同様に傍聴人に配布することにより行うものとする。ただし、会議資料のうち、図面、地図、写真、報告書等については、当該会議が終了するまでの間、会議場に据え置き、傍聴人の閲覧に供することにより行うことができる。

(会議録の作成)

第5条 条例第7条第1項に規定する会議録には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 審議会等の会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席した者の氏名
- (5) 議題及び会議の公開又は非公開の別
- (6) 非公開の理由(会議を非公開とした場合に限る。)
- (7) 傍聴人の数(会議を公開した場合に限る。)
- (8) 議題及び審議の概要
- (9) 前各号に定めるもののほか、審議会等が必要と認める事項

(会議録の公開)

第6条 実施機関は、会議録を作成したときは、その写し及び会議資料を速やかに情報コーナー及び執務室において、当該会議録に係る会議を開催した日の属する年度の翌年度末日まで閲覧に供するとともに、町ホームページに掲載しなければならない。この場合において、当該会議録又は会議資料に非公開情報が記録されているときは、当該記録されている部分を除いたものを公開するものとする。

(運用状況の報告及び公表)

第7条 条例第8条の規定による運用状況の報告は、年度ごとに、審議会等の会議の公開に関する運用状況報告書(様式第2号)により、当該年度の翌年度において最初に招集される美幌町自治推進委員会において行うものとする。

2 条例第8条の規定による運用状況の公表は、前項に掲げる報告書により、町広報紙及び町ホームページへの掲載により行うものとする。ただし、町広報紙への登載については、その内容を要約することができるものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

[別紙参照]

様式第2号(第7条関係)

[別紙参照]